

# 裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 様

処 分 庁 あま市福祉事務所長

○ 審査請求人（以下「請求人」という。）が平成 30 年 2 月 5 日付けで提起した処分庁による平成 29 年 10 月 25 日付け 29 あ社第 1-3920 号生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項に基づく保護変更決定処分（以下「原処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

## 主 文

原処分のうち、障害者加算の削除に関する部分を取り消す。

## 事案の概要

- 1 請求人は、平成 21 年 9 月 15 日から現住所で生活保護を受給している。
- 2 平成 27 年 3 月 25 日、処分庁は請求人の精神障害者保健福祉手帳（以下「精神手帳」という。）が 3 級から 2 級に変更となったこと及び、精神手帳が発行された医師の診断書の写しにて障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過していることを確認し、翌 4 月から障害者加算イを認定した。
- 3 平成 28 年 11 月 16 日、請求人は処分庁に、年金事務所の発行した平成 28 年 11 月 11 日付け「国民年金・厚生年金保険の支給しない理由のお知らせ」（不支給決定通知書）の写しを提出した。

○ この通知により国民年金法施行令別表の 2 級に該当する障害があるとは認められないことが判明したため、本来であれば処分庁は平成 28 年 12 月から障害者加算イの認定を取り消す必要があったが、失念し、誤って認定し続けていた。

- 4 平成 29 年 2 月 23 日、請求人は処分庁職員に対し、精神手帳が更新された通知が届いたと申告した。
- 5 平成 29 年 10 月 25 日、処分庁職員が翌月に支給する保護費を計算している際に、本来は平成 28 年 12 月から取り消すべき障害者加算イを認定し続けていることを発見した。

処分庁は、障害者加算を削除する保護変更処分を決定し、請求人あて同日付け 29

あ社第1-3586号保護決定(変更)通知書にて通知した。

- 6 同年11月16日、処分庁職員が請求人居宅を訪問し、障害者加算イを削除する保護変更処分に至った経緯について資料を用いて説明するとともに、処分庁の過誤により生活保護費の過支給がなされたことを謝罪した。
- 7 29 あ社第1-3586号保護決定(変更)通知書による保護変更処分について、請求人は平成29年12月7日付けで処分を不服として愛知県知事に対し審査請求をしたが、処分庁が変更決定理由の不備を理由に自ら処分の取消しを行ったため、請求人は処分の取消しについて法律上の利益を有しているとは認められず、当該審査請求は不適法であるとして却下された。
- 8 平成29年12月1日、処分庁は請求人あてに原処分である平成29年10月25日付け29あ社第1-3920号保護決定(変更)通知書を交付した。
- 9 平成30年2月5日、審査請求人は原処分を不服として審査請求を行った。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

原処分のうち障害者加算の支給について変更する部分を取り消す旨の裁決を求める。

原処分は、生活保護法の解釈及び事実認定を過ってなされている。

「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下、「保護の基準」という。)別表第1第2章-2障害者加算(2)イによると、障害者加算は「国民年金法施行令別表に定める2級・・・に該当する障害のある者」に対して行うものとされているところ、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け厚生省社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7-2-(2)エ(イ)において「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当手証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づいて行うこと」とされており、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7の問65及び答によれば「障害の程度が確認できる書類」には精神手帳が含まれるものと解して差し支えなく、同手帳の2級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める2級の障害と認定するものとされている。以上をまとめると、精神手帳2級に該当する障害を有するものに対しては、障害者加算を行うこととなる。

請求人は、精神手帳2級に該当する障害を有する者であり、障害基礎年金の不支給決定があつたことのみをもって行われた原処分は結論に影響を及ぼす重大な違法性を有している。

したがって、原処分は取り消されるべきである。

## 2 処分庁の主張

原処分は、「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」(昭和40年5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知。以下「加算認定通知」という。)及び「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」(平成7年9月27日社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下「精神手帳による加算通知」という。)の規定に則り、請求人が所持する2級の精神手帳により障害者加算を認定してきたところ、平成28年11月16日に請求人から提出のあった平成28年11月11日付け「国民年金・厚生年金保険の支給しない理由のお知らせ」(不支給決定通知)の写しにより、国民年金法施行令別表の2級に該当する障害があるとは認められないため、平成28年12月から障害者加算の認定を取り消すべきところを失念し誤って認定し続けていたことが判明した平成29年10月25日の翌月の11月から障害者加算の削除を決定したものである。

よって、障害者加算の削除の決定に関し、請求人が主張するような法の解釈及び事実認定の誤りはなく、原処分は何ら違法・不当なものではない。

## 理 由

### 1 本件に係る関係法令等の規定について

- (1) 保護の基準別表第1第2章の2(2)において「障害者加算は、次に掲げる者について行う」とされており、保護の基準別表第1第2章の2(2)イにおいて、「障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について始めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。」とされている。
- (2) 局長通知第7の2(2)エ(ア)において、障害者加算を認定する際の障害の程度の判定は、「原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」とされており、局長通知第7の2(2)エ(イ)において「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」とされている。
- (3) 課長通知第7の問65「局長通知第7の2の(2)のエの(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないか。」に対し、その答として「精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は

更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。」とされている。

(4) 加算認定通知の3において、「ただし、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた後1年6月を経過しているものについては、医師の診断に代えて当該手帳により認定を行って差し支えないこと。」とされており、同通知4において「3により障害者加算等を認定した被保護者についてその障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等の認定を取り消すものとすること。ただし、当該裁定等に係る医師の診断の後、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新を受けることとなった者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過しているものについては、再度年金の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、年金の裁定が行われるまでの間に限り、当該手帳により障害者加算等の認定を行うものとすること。」とされている。

## 2 原処分の適法性について

### (1) 原処分について

原処分は、処分庁が平成28年12月以降、請求人が障害者加算イの要件に該当しないにもかかわらず、誤って加算を認定していたと判断し、平成29年11月から障害者加算イを削除する処分を行ったものと認められる。

同時に冬季加算を認定しているが、この部分についての認定は適正であり、審査請求の趣旨にも含まれていないため、以下、加算の認定について検討する。

### (2) 精神障害にかかる障害者加算の認定について

上記1の各規定によると、障害者加算における精神障害の程度の判定は、国民年金証書により行うことを原則としつつ、国民年金証書を所持していない場合には、一定の条件下で精神手帳によることを認めている。

また、精神手帳2級によって加算を認定した場合について、障害基礎年金2級に該当しない旨の裁定が行われたときには、加算の認定は取り消される。

一方、障害基礎年金2級に該当しない裁定を受けていた者が精神手帳2級に該当することが新たに確認（更新を含む）された場合には、再度裁定請求を行うよう指示するとともに、裁定までの間について精神手帳により加算を認定することとしている。

これらの規定を総合して考えると、障害の程度に変動が想定される精神障害については、年金証書を基本としつつ、直近の障害認定における障害の程度により実情に沿った加算の認定を行うことが生活保護制度上求められているといえる。

原処分についてこれを見るに、処分庁が年金の不支給決定を理由に原処分を行った時点で、精神手帳が更新されていることが認められるが、処分庁が更新された精神手帳について、その等級を確認し、精神手帳に基づく障害者加算の認定について検討した事実は認められない。つまり、原処分は、請求人の障害の状態について、直近の障害認定という正確な実態把握を欠いたまま行われたのであって、このことは、精神手帳2級に該当する障害を有する者には障害者加算が行われるべき、という請求人の主張とは別に処分の取消要因となる。

### (3) その他

○ 原処分の決定通知書には、加算の削除の根拠として保護の基準及び精神手帳による加算通知が示されているが、加算の削除に関する根拠としては加算認定通知がより適切であることを申し添える。

### 3 結論

以上のとおり、原処分はその前提となる障害の状態について、正確な把握を欠いており、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年2月4日

○ 愛知県知事 大村秀章

